地方公共団体情報システム機構法案の概要

Ⅰ　総則

１　目的

地方公共団体情報システム機構は、地方公共団体が共同して情報システムに関する事務を処理する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

２　法人格及び住所

○　地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、法人とする。

○　機構の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

３　数

○　機構は、一を限り、設立されるものとする。

４　資本金

○　機構の資本金は、附則の規定（Ⅷ附則４財団法人地方自治情報センターの解散並びに権利及び義務の承継等参照。）により地方公共団体から出資されたものとされる金額とする。

○　機構は、必要があるときは、その資本金を増加することができる。

○　地方公共団体以外の者は、機構に出資することができない。

５　定款

○　機構は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

①目的、②名称、③事務所の所在地、④資本金、出資及び資産に関する事項、⑤代表者会議の委員の定数及び任期、議決の方法その他の代表者会議に関する事項、⑥役員の定数、任期、職務の分担その他の役員に関する事項、⑦業務及びその執行に関する事項、⑧経営審議委員会の委員の定数その他の経営審議委員会に関する事項、⑨財務及び会計に関する事項、⑩定款の変更に関する事項、⑪地方公共団体の費用の負担に関する事項、⑫公告及び公表の方法

○　機構の定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じ

ない。

６　登記

○　機構は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

○　登記をしなければならない事項は、登記後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

７　名称

○　機構は、その名称中に地方公共団体情報システム機構という文字を用いなければならない。

○　機構でない者は、その名称中に地方公共団体情報システム機構という文字を用いてはならない。

Ⅱ　代表者会議

１　代表者会議の設置及び組織

○　機構に、代表者会議を置く。

○　代表者会議は、①に掲げる委員及び②に掲げる委員各同数をもって組織する。

①　都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ選任する者

②　都道府県知事、市長及び町村長以外の者で地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有するもののうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選任する者

○　委員の定数は、六人以上十二人以内において定款で定める。

○　委員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○　委員は、再任されることができる。

○　①に掲げる委員は、都道府県知事、市長又は町村長でなくなったときは、その職を失うものとする。

２　代表者会議の権限

○　次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経なければならない。

①定款の変更、②業務方法書の作成又は変更、③予算及び事業計画の作成又は変更、④決算、⑤役員の報酬及び退職金、⑥その他代表者会議が特に必要と認めた事項

○　代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し

報告をさせることができる。

○　代表者会議は、役員又は職員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

３　代表者会議の議長

○　代表者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

○　議長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。

○　議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

Ⅲ　役員及び職員

１　役員

○　機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

２　役員の職務及び権限

○　理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

○　副理事長は、定款で定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

○　理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

○　監事は、機構の業務を監査する。

○　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。

○　理事長は、代表者会議に出席し、意見を述べることができる。

３　役員の任命

○　理事長及び監事は、代表者会議が任命する。

○　副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。

○　代表者会議又は理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を総務大臣に届け出なればならない。

４　役員の任期

○　役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

○　役員は、再任されることができる。

５　役員の欠格事項

○　次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

①政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）、②代表者会議の委員

６　役員の解任

○　代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が欠格事項に該当する者となったときはその役員を解任しなければならない。

○　代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

①この法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反したとき、②刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき、③破産手続開始の決定を受けたとき、④心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

○　理事長は、副理事長又は理事を解任しようとするときは、代表者会議の同意を得なればならない。

○　代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

７　役員の兼職禁止

○　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、代表者会議の承認を受けたときは、この限りでない。

８　代表者の行為についての損害賠償責任

○　機構は、理事長がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

９　代表権の制限

○　機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

10　職員の任命

○　機構の職員は、理事長が任命する。

11　役員及び職員の公務員たる性質

○　機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については法令により公務に従事する職員とみなす。

Ⅳ　業務

１　業務の範囲

○　機構は、第一条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

①住民基本台帳法、②電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する

法律、③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定によりそれぞれ処理することとされている事務、④地方公共団体の情報システムの開発・運用、地方公共団体の職員に対する教育・研修、調査研究、地方公共団体の事務の受託、地方公共団体に対する情報の提供、助言その他の支援、これらに附帯する業務

２　業務方法書

○　機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

○　業務方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

○　機構は、届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

３　経営審議委員会

○　機構に経営審議委員会を置く。

○　経営審議委員会は、定款で定める数の委員をもって組織する。

○　委員は、地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命する。

○　委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねることができない。

○　理事長は、業務方法書、予算、事業計画、決算及び定款に定める事項について、経営審議委員会の意見を聴かなければならない。

○　理事長は、経営審議委員会の意見を聴いた事項について代表者会議の議決を求めるときは、経営審議委員会が当該事項について同項の規定により述べた意見を報告しなければならない。

○　経営審議委員会は、このほか機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら必要と認める事項について、理事長に対し建議を行うことができる。この場合において、経営審議委員会が当該建議のため必要と認めるときは、理事長に対し報告を求めることができる。

○　理事長は、経営審議委員会が述べた意見を尊重しなければならない。

Ⅴ　財務及び会計

１　事業年度

○　機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

２　予算等

○　機構は、毎事業年度、予算及び事業計画（以下「予算等」という。）を作成しなければならない。

○　機構は、予算等を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

３　企業会計原則

○　機構の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

４　財務諸表等

○　機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

○　機構は、財務諸表を提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付さなければならない。

○　機構は、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面並びに業務並びに資産及び債務の状況に関する事項として総務省令で定めるものを記載した説明書類を、各事務所に備え置き、総務省令で定める期間、公の縦覧に供しなければならない。

５　会計規程

○　機構は、業務の開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを総務大臣に届け出ければならない。これを変更したときも、同様とする。

６　費用の負担

○　機構の運営に要する費用は、定款で定めるところにより、地方公共団体が負担する。

７　総務省令への委任

○　この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、総務省令で定める。

Ⅵ　雑則

１　報告及び立入検査

○　総務大臣は、機構がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

○　職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを示して行わなければならない。

○　立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

２　違法行為等の是正

○　総務大臣は、機構又はその役員若しくは職員若しくは代表者会議の委員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

○　機構は、前項の規定による総務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を総務大臣に報告しなければならない。

３　解散

○　機構の解散については、別に法律で定める。

Ⅶ　罰則

１　第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

２　本法の規定に違反して定款の変更の認可を受けなかった場合等は、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

３　Ⅰの７の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

Ⅷ　附則

１　施行期日

○　この法律は、公布の日から施行する。ただし、一部の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

２　機構の設立

○　都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織は、平成二十五年二月二十日までに、それぞれ一人の機構の設立委員を選任しなければならない。

３　設立の認可等

○　設立委員は、平成二十五年三月十五日までに、定款を定め、機構の最初の事業年度の事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について総務大臣の認可を申請しなければならない。

○　総務大臣は、認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

○　機構は、総務大臣の告示があったときは、平成二十五年四月一日に成立する。この場合において、機構は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

○　設立委員は、機構の理事長となるべき者を指名する。

○　機構の理事長となるべき者は、機構の成立の時において機構の理事長となるものとし、その任期は、機構の成立後最初に開催される代表者会議において理事長が任命されるまでの間とする。

○　設立委員は、機構が成立したときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長に引き継がなければならない。

○　機構の行う設立の登記は、平成二十五年四月一日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてなければならない。

４　財団法人地方自治情報センターの解散並びに権利及び義務の承継等

○　財団法人地方自治情報センターは、平成二十五年四月一日に解散し、その一切の権利及び義務は、解散時において機構が承継する。

○　機構が地方自治情報センターの権利及び義務を承継したときは、地方自治情報センターの解散の日の前日における地方自治情報センターに対する地方公共団体の出資金に相当する金額は、機構の設立に際し、地方公共団体から機構に対し出資されたものとする。

５　財団法人自治体衛星通信機構の権利及び義務の承継

○　機構が成立した時において、財団法人自治体衛星通信機構が有する権利及び義務であって、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の規定により自治体衛星通信機構が指定認証機関として処理することとされている事務（当該事務に附帯する事務を含む。）に係るものは、その時において権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、機構が承継する。

６　その他

○ その他必要な経過措置を定める。